

神建下計第1142号
令和8年1月22日

工場排水総合管理システム再構築業務に関する情報提供招請（RFC）実施要領

神戸市 建設局下水道部計画課

1. 背景と目的

- ・ 工場排水指導業務では、下水道法(昭和32年4月法律第79号)及び神戸市下水道条例(昭和50年10月条例第40号)に基づき、市内の事業場に対し、下水道への排出水の基準(排除基準)の遵守のため、事前届出審査や立入検査等により、監視・指導を行っています。
- ・ 「工場排水総合管理システム」は業務の充実を図るため、業務の遂行に不可欠な事業場情報を集約した管理システムです。
- ・ 現在稼働中の「工場排水総合管理システム」は老朽化により様々な問題が発生しているのに加え、情勢の変化やDX等により従来とは業務のあり方が変化してきており、業務の充実や効率化を図るためにシステムの根本的な見直しが必要となりました。
- ・ 新システムを構築することにより、セキュリティの強化、保守管理の省力化、業務負担の軽減、業務の充実を実現することができます。
- ・ 本調達の入札公告に先立ち、事業者のみなさまに調達仕様書(案)等についてご意見をいただけるとともに、調達において当課で決めかねている事項について情報提供をしていただくことを目的としています。

2. 情報提供招請に付する事項

本招請では、本市が提示する各資料に基づき、以下に示す各項目について資料の提供を依頼します。

(1) 提示資料

- ①落札者決定基準(案)
- ②提案書記載要領(案)
- ③調達仕様書(案)
- ④神戸市庁内情報システムの導入に関する手引き
- ⑤サーバ仮想化基盤 利用ガイドライン
- ⑥秘密保持誓約書

(2) 提出様式

- ①様式1 意見書
- ②様式2 質問事項回答書

(3) 招請する情報の内容

- ①本招請に参加いただける企業の基本情報等 …様式の定めなし（書式自由）
- ②2.意見招請に付する事項(1)提示資料①～③に対する意見 …様式1 意見書
 - ※ 特に、調達仕様書、機能要件等を参加事業者のみなさまにご確認いただき、入札参加資格や調達仕様書において本市が求める要件の実現可能性などの観点から応札可能であるか、可能でない場合どの部分が問題になっているかを改めて確認したいと考えています。
 - ※ 上記に限らず、提示資料①～②に対し御意見があれば記入をお願いします。
- ③2.意見招請に付する事項(2)提出様式②に対する回答 …様式2 質問事項回答書
- ④その他本業務に関する有用な情報・提案 …様式の定めなし（書式自由）

3. 実施期間

令和8年1月23日（金）から令和8年2月24日（火）

4. 参加表明

本件に参加する場合、以下の要領にてご連絡ください。参加表明いただいた方に対して、資料一式（2.意見招請に付する事項(1)提示資料④⑤を除く）を電子メールにて配布します。なお2.意見招請に付する事項(1)提示資料④⑤につきましては、秘密保持誓約書（原本）を受領後に電子メールにて配布します。参加表明後に辞退する場合は、同様の方法で本市に必ず連絡を行ってください。

通知方法	: 参加の旨、秘密保持契約書の提出予定日時を記載した電子メールを送付
提出先	: 神戸市建設局下水道部計画課（電話：078-806-8916） 〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3F
送付先メールアドレス	: suishitsushido@city.kobe.lg.jp
電子メールの件名	: 【工場排水総合管理システム再構築業務 RFC】参加表明（参加者名）
その他	: メール送付後、到着確認の連絡を行ってください。

5. 意見招請資料の提出方法

以下の提出期限内に電子メールで提出してください。この際、本招請で提示している提出様式は、今後分析等に活用するため、PDF等への変換を行わないでください。なお、様式以外で提出いただく資料（例：提案システムパンフレット）については、PDF等編集のできないデータ形式で構いません。

また、本市から指定した様式に加え、参加者における各項目での提案等がある場合、提案内容を示した資料を送付ください。追加提案等については、特に様式の指定はありません。

提出期限	: 令和8年2月24日（火）正午
送付先	: 神戸市建設局下水道部計画課（電話：078-806-8916）
メールアドレス	: suishitsushido@city.kobe.lg.jp
電子メールの件名	: 【工場排水総合管理システム再構築業務 RFC】招請資料の提出（参加者名）
その他	: メール送付後、到着確認の連絡を行ってください。

6. その他

- ・ 参加者に対し、必要に応じて、後日ヒアリングをさせていただく場合があります。
- ・ 提出いただいた意見については、当市からの回答は行いません。また、意見の公表も行いません。
- ・ 本招請の実施に要する一切の費用は、参加者の負担とします。
- ・ 提出された資料に関しては、返却しません。
- ・ 本招請でご提供いただいた資料については、「1. 背景と目的」に示した範囲内において本市にて利用します。また、提供いただいた資料は、神戸市情報公開条例第 10 条(2)イに該当するもの（公にしないとの条件で任意に提出があった情報で通例として公にしないこととされているもの）として非公開とし、提供事業者に無断で第三者に開示することはありません。
- ・ 本招請の実施をもって、本市が調達を行うことを約束したり、参加者に特別の地位を約束するものではありません。また、本招請を辞退した事業者についても不利益に取り扱われることはありません。

以上